

広島県告示第百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市神辺町三谷、同市神辺町東中条及び同市神辺町西中条地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
	表 示 の 区 域	区域の名称	区域の表示及び法
土砂災害特別警戒区域	阿坂（二八九五―一）	急傾斜地の崩壊	阿坂（二八九五―一）急傾斜地の崩壊
	阿坂（二八九五―二）	急傾斜地の崩壊	阿坂（二八九五―二）急傾斜地の崩壊
	安那（二四〇三―一）	急傾斜地の崩壊	安那（二四〇三―一）急傾斜地の崩壊
	安那（二四〇三―二）	急傾斜地の崩壊	安那（二四〇三―二）急傾斜地の崩壊
	安那（二四〇二）	急傾斜地の崩壊	安那（二四〇二）急傾斜地の崩壊
	平砂二（二〇八〇〇―一）	急傾斜地の崩壊	平砂二（二〇八〇〇―一）急傾斜地の崩壊
	平砂二（二〇八〇〇―二）	急傾斜地の崩壊	平砂二（二〇八〇〇―二）急傾斜地の崩壊
	三谷（二四〇〇―一）	急傾斜地の崩壊	三谷（二四〇〇―一）急傾斜地の崩壊
	三谷（二四〇〇―二）	急傾斜地の崩壊	三谷（二四〇〇―二）急傾斜地の崩壊
	三谷（二四〇一）	急傾斜地の崩壊	三谷（二四〇一）急傾斜地の崩壊
	三谷（二四〇二）	急傾斜地の崩壊	三谷（二四〇二）急傾斜地の崩壊
	三谷（二四〇三）	急傾斜地の崩壊	三谷（二四〇三）急傾斜地の崩壊

栗元(二〇 九七九―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	栗元(二〇 九七九―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
家ノ下(一 四三―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	家ノ下(一 四三―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
天満(三九 七〇―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	天満(三九 七〇―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
天満(三九 七〇―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	天満(三九 七〇―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
天満(三九 七〇―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	天満(三九 七〇―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
足蒨(二八 九四―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	足蒨(二八 九四―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
足蒨(二八 九四―二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	足蒨(二八 九四―二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
足蒨(二八 九四―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	足蒨(二八 九四―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
高田(三九 七九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	高田(三九 七九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
広山(二八 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	広山(二八 九六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
広山(二八 九六―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	広山(二八 九六―二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
広山(二八 九六―二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	広山(二八 九六―二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
広山(二八 九六―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	広山(二八 九六―三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
広山(二八 九六―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	広山(二八 九六―四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
広山(二八 九六―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	広山(二八 九六―五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
土井(五一 七〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	土井(五一 七〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
土井(五一 七〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	土井(五一 七〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

藤森谷川（ 八四〇四）	土石流	次の図のとおり	藤森谷川（ 八四〇四）	土石流	次の図のとおり
----------------	-----	---------	----------------	-----	---------

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。